

名古屋市産後ケア事業 受託事業者募集要項

1 趣旨

名古屋市では、産後ケアを必要とする母親及び乳児に対して、産後の母親の心身のケアや育児のサポートを行うことにより、育児不安を軽減し、安心して育児ができるよう子育て支援の一助とすることを目的とした支援を行う「産後ケア事業」を実施します。本事業の実施にあたり、本市の定める要件に該当する事業者を募集します。

2 募集の概要

(1) 事業の名称

名古屋市産後ケア事業「なごやMommy Care+（なごやマミーケアプラス）」

(2) 募集期間

随時

(3) 契約方法

名古屋市と実施事業者で委託契約を締結します。

(4) 履行期間

契約締結日～当該年度の末日

ただし、当該年度終了時点における本事業の実施状況、現況確認及び次年度予算の状況等を踏まえ、次年度以降の契約更新について協議するものとします。

3 事業の内容

(1) 業務内容

「名古屋市産後ケア事業委託業務仕様書」のとおり

(2) 対象者

名古屋市内に母親が住所を有し、かつ出産後 1 年以内の母子で産後ケア事業を必要とする方とします。ただし、以下に該当する場合を除きます。

①感染症疾患（麻しん、風しん、インフルエンザ等）に罹患している

②母親に入院加療の必要がある

③母親に心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある（ただし、医師により産後ケア事業において対応が可能であると判断された場合にはこの限りではない。）

*その他、母子健康手帳交付後 1 年以内に流産を経験された方や死産を経験して 1 年以内の方も対象者とします。ただし、その方が妊婦である場合を除きます。

(3) サービスの利用期間

出産後 1 年以内の期間内において、宿泊型、通所型及び訪問型の利用日数を合算して 7 日を限度とします。

(4) 委託料等

名古屋市は、次の（表 1）に定める単価から（表 2）に定める利用料を控除した額を、委託料として受託事業者に支払います。

2 人以上の多胎児とともに宿泊型、通所型の利用があった場合は、前述の額に、（表 3）に定める加算額を加えた額を委託料として受託事業者に支払います。

名古屋市から発行された利用券を受け取った対象者は、利用希望事業所に電話等にて利用日を予約します。予約日前日の正午までに受託事業者にキャンセルの連絡がなく、予定した日に利用されなかった場合には、受託事業者は予約者からキャンセル料として（表 4）に定める金額を徴収することができるものとします。

表1 利用にかかる総額

区分	単価
宿泊型	1日あたり 27,270 円 (※)
通所型	1日あたり 18,180 円
訪問型	1日あたり 12,000 円

(※) 1日とは 0時から 24時とする。

表2 利用料

階層区分		利用料 (1日あたり)		
		宿泊型	通所型	訪問型
I	母親及び配偶者が生活保護受給者 または市民税非課税の者	0 円	0 円	0 円
II	I 以外の者	3,520 円	2,360 円	1,560 円

(備考)

- 1 階層区分 I の「市民税非課税の者」は、申込時の年度 (4月から5月に申込する場合は前年度) の個人市民税が母親及び配偶者ともに非課税の場合とする。
- 2 階層区分 I の「生活保護受給者」は申請時時点で生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) に規定する支援給付を母親及び配偶者ともに受けている者とする。

表3 多胎児加算

区分	加算額
宿泊型	1日あたり 7,000 円
通所型	1日あたり 7,000 円

表4 キャンセル料

区分	金額
宿泊型	3,520 円
通所型	2,360 円
訪問型	1,560 円

4 受託事業者の要件

- (1) 宿泊型または通所型を委託できる事業者は次に掲げる要件をいずれも満たす市内及び市に近接する愛知県内の市町村にあって、医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) に定める病院、診療所及び助産所を有する者としす。
 - ア 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、現に日常的な業務において専ら妊産婦とかかわる助産師等を配置し、母体ケア、乳児ケア、育児指導・相談等を行っていること。また、宿泊型を実施する場合は、対象者の入院の受入れが可能であること。
 - イ 対象者 1組あたり 6.3㎡以上の、宿泊型または通所型を提供するための個室が確保されていること。ただし、通所型においては、対象者 1組あたり 6.3㎡以上の固定型のパーティション等で区切られたスペースを確保する形での提供も可とする。

- ウ 宿泊型を実施する場合は、入浴施設を有すること。
- エ 産後ケア事業の実施時間内においては、産後ケア事業に従事できる助産師を1名以上配置すること。
- オ 母体ケア、乳児ケア、育児指導・相談を行う実施体制が確保できること。
- カ 食事の提供ができること。
- キ 産後ケア事業の利用者の身体、精神状態等が悪化した場合などの緊急時の対応が施設内外で実施できること。
- ク 適切な連絡体制が確保できること。
- ※イ及びウの設備は、産後ケア事業専用の設備であることを要しない。

- (2) 訪問型を委託できる事業者は次の各号に掲げる要件をいずれも満たす市内及び市に近接する愛知県内の市町村にあって、医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院、診療所及び助産所を有する者とする。
- ア 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、現に日常的な業務において専ら妊産婦とかかわる助産師を配置し、母体ケア、乳児ケア、育児指導・相談等を行っていること。
 - イ 母体ケア、乳児ケア、育児指導・相談を行う実施体制が確保できること。
 - ウ 産後ケア事業の利用者の身体、精神状態等が悪化した場合などの緊急時の対応が実施できること。
 - エ 市との適切な連絡体制が確保できること。

5 事業者登録・契約

申請受付後、名古屋市が申請書類の内容について書面による審査を行い、事業者登録の決定通知を送付します。その後、名古屋市と登録事業者で委託契約を締結し、本事業の取扱いを開始していただきます。

6 申請書類（名古屋市産後ケア事業事業者登録実施要綱に定める申請書類等）

- (1) 名古屋市産後ケア事業 登録申請書（第11号様式）
- (2) 産後ケア事業類似業務実績（第2号様式）
- (3) 産後ケア事業実施基本計画書（第12号様式）
- (4) 事業者の概要（第4号様式）
- (5) 事業実施施設の図面（個室の面積を記載）
- (6) 訪問型に従事する助産師の名簿 ※訪問型実施施設のみ
- (7) 医療法における病院、診療所、助産所の届け出等の写し
- (8) 定款（開設者が法人の場合）
- (9) 事業所紹介ページ（産後ケア事業委託業務仕様書 別紙2）

※申請にあたっては、ウェブサイト上に掲載してある下記のものをご確認ください。

- ・名古屋市産後ケア事業 登録実施要綱
- ・名古屋市産後ケア事業 実施要綱
- ・名古屋市産後ケア事業 委託業務仕様書
- ・よくある質問

7 申請先及び問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市子ども青少年局子育て支援部子育て支援課
電話：052(972)2629 ファックス：052(972)4419